4　法第六十六条の五の二第二項第三号に規定する政令で定める場合は、当該法人に係る関連者（当該法人から受ける支払利子等（同項第二号に規定する支払利子等をいう。以下この条において同じ。）があつたとした場合に当該支払利子等が当該関連者の課税対象所得（同項第三号イに規定する課税対象所得をいう。以下この項、次項及び第八項において同じ。）に含まれるものを除く。）が非関連者（当該法人から受ける支払利子等が当該非関連者の課税対象所得に含まれるものに限る。）を通じて当該法人に対して資金を供与したと認められる場合とする。

5　法第六十六条の五の二第二項第三号に規定する政令で定める支払利子等は、非関連者（当該法人から受ける支払利子等が当該非関連者の課税対象所得に含まれるものに限る。）が有する債権（当該法人から受ける支払利子等に係るものに限る。）に係る経済的利益を受ける権利が財務省令で定める契約その他により他の非関連者（当該法人から受ける支払利子等があつたとした場合に当該支払利子等が当該他の非関連者の課税対象所得に含まれるものを除く。）に移転されることがあらかじめ定まつている場合における当該非関連者に対する支払利子等とする。

第三十九条の十三の三の見出しを削り、同条第一項第一号中「関連者支払利子等の額（法第六十六条の五の二第二項に規定する関連者支払利子等の額をいう。次号において同じ。）の合計額」を「法第六十六条の五の二第一項に規定する対象支払利子等合計額」に改め、同項第二号中「関連者支払利子等の額」を「法第六十六条の五の二第二項第一号に規定する対象支払利子等の額」に、「前条第十八項第二号」を「前条第二十九項第二号」に、「同条第二十一項」を「前条第三十二項」に改め、同条第二項に規定する関連者支払利子等の額をいう。次号において同じ。）の合計額」を「法第六十六条の五の二第一項に規定する対象支払利子等合計額」に改め、同項第二号中「関連者支払利子等の額」を「法第六十六条の五の二第二項第一号に規定する対象支払利子等の額」に、「前条第十八項第二号」を「前条第二十九項第二号」に、「同条第二十一項」を「前条第三十二項」に改め、同条第二項中「前条第十八項」を「前条第二十九項」に改め、同条第四項中「に当該超過利子額に関する明細書の添付」を「の提出」に改め、同条第八項中「超過利子額の損金算入」を「対象純支払利子等に係る課税の特例」に改める。

第三十九条の十四第二項第一号イ中「第三十九条の十四の三第十五項」を「第三十九条の十四の三第二十七項」に改める。

第三十九条の十四の三第一項第一号中「一の内国法人によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている外国関係会社で保険業法」を「一の内国法人等（一の内国法人（保険業を主たる事業とするもの又は保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社に該当するものに限る。）及び当該一の内国法人との間に第三十九条の十七第四項に規定する特定資本関係のある内国法人（保険業を主たる事業とするもの又は同法第二条第十六項に規定する保険持株会社に該当するものに限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている外国関係会社で同法」に改め、「要件」の下に「の全て」を加え、同号イ中「一の内国法人」を「一の内国法人等」に改め、同号に次のように加える。

ハ　その役員又は使用人がその本店所在地国において保険業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること。

第三十九条の十四の三第一項第二号中「一の内国法人（保険業を主たる事業とするものに限る。イにおいて同じ。）」を「一の内国法人等」に改め、「要件」の下に「の全て」を、「満たすもの」の下に「（その申請又は届出をされた者が当該一の内国法人等に係る他の特定保険委託者に該当する場合には、当該他の特定保険委託者が当該法令の規定によりその本店所在地国において保険業の免許の申請をする際又は当該法令の規定により保険業を営むために必要な事項の届出をする際にその保険業に関する業務を委託するものとして申請又は届出をされた者で次に掲げる要件の全てを満たすものを含む。）」を加え、同号イ中「一の内国法人」を「一の内国法人等」に改め、同号に次のように加える。

ハ　その役員又は使用人がその本店所在地国において保険業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること。

第三十九条の十四の三第二十二項を同条第三十三項とし、同条第二十一項中「第十二項」を「第二十四項」に改め、同項第一号中「（不動産の上に存する権利を含む。以下この号において同じ。）」を削り、同項第四号中「第十六項各号」を「第二十八項各号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項を同条第三十一項とし、同条第十九項を削り、同条第十八項中「第十六項第一号」を「第二十八項第一号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十七項を同条第二十九項とし、同条第十六項第五号を次のように改める。

五　保険業　当該各事業年度の収入保険料（ハに掲げる金額を含む。）のうちに次に掲げる金額の合計額の占める割合が百分の五十を超える場合

イ　関連者以外の者から収入する収入保険料（当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料に限る。）

ロ　特定保険委託者に該当する外国関係会社が当該特定保険委託者に係る特定保険受託者又は当該特定保険委託者と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託者から収入する収入保険料（次に掲げる要件の全てに該当する再保険に係るものに限る。）及び特定保険受託者に該当する外国関係会社が当該特定保険受託者に係る特定保険委託者から収入する収入保険料（次に掲げる要件の全てに該当する再保険に係るものに限る。）

(1)　特定保険委託者と当該特定保険委託者に係る特定保険受託者との間で行われる再保険又は特定保険委託者と当該特定保険委託者と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託者との間で行われる再保険であること。

(2)　再保険の引受けに係る保険に係る収入保険料の合計額のうちに関連者以外の者（当該外国関係会社の本店所在地国と同一の国又は地域に住所を有する個人又は本店若しくは主たる事務所を有する法人に限る。）を被保険者とする保険に係るものの占める割合が百分の九十五以上であること。

(3)　特定保険委託者と当該特定保険委託者に係る特定保険受託者との間で行われる再保険にあつては当該再保険を行うことにより当該特定保険委託者及び当該特定保険委託者と収益性の向上に資することとなると認められ、特定保険委託者と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託者との間で行われる再保険にあつては当該再保険を行うことによりこれらの特定保険委託者の資本の効率的な使用と収益性の向上に資することとなると認められること。

ハ　特定保険協議者に該当する外国関係会社が当該特定保険協議者に係る特定保険外国子会社等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議その他の業務に係る対価として当該特定保険外国子会社等から支払を受ける手数料の額及び特定保険受託者に該当する外国関係会社が当該特定保険受託者に係る特定保険委託者から受託した保険業に関する業務に係る対価として当該特定保険委託者から支払を受ける手数料の額

第三十九条の十四の三第十六項を同条第二十八項とし、同条第十項から第十五項までを十二項ずつ繰り下げ、同条第九項中「第一項及び」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第八項を同条第二十項とし、同条第五項から第七項までを十二項ずつ繰り下げ、同条第四項を同条第十一項とし、同項の次に次の五項を加える。

12　法第六十六条の六第二項第二号ハ(1)に規定する政令で定める者は、第二十七項第一号中「法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」と、同項第二号中「法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」と、「同条第一項各号」とあるのを「法第六十六条の六第一項各号」と、同項第三号から第五号までの規定中「法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあり、並びに同項第六号中「同条第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあり、及び「法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」と読み替えた場合における同条第二項第二号ハ(1)の外国関係会社に係る第二十七項各号に掲げる者とする。

13　法第六十六条の六第二項第二号ハ(1)に規定する政令で定める収入保険料は、次に掲げる収入保険料とする。

一　外国関係会社に係る関連者以外の者から収入する収入保険料（当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料に限る。）